

# 平成19年度第6回庁議 会議録

[日 時] 平成19年8月27日（月） 午前8時30分～午前9時54分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長  
※議会事務局長欠席により、議事課長出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)  
(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

1 市長あいさつ

おはようございます。

大変暑い中、それぞれの仕事、ご苦労様です。昨日は、総合防災訓練が開催され、皆さんも各会場に行かれたかと思いますが、会場が昨年までの1箇所から4箇所と増えたということで、より実態にあった、想定されるような災害に対する取り組みであったと考えております。また、まちづくり校区集会も終わりましたが、その中で出ました課題や質問につきましては、各部局において、きちんと整理して、今後の対応をお願いしたいと思っております。

本日の議題は、市議会定例会提出議案と議会答弁課題の進捗状況です。来週火曜日開会予定の9月議会の対応については、先週に会派説明があり、そこでも質疑応答があったと思いますが、9月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

市長 それでは、議事に入る。

(1) 市議会定例会提出議案について

市長 市議会定例会提出議案について、議案概要に沿って、企画部、建設部と順番に説明をお願いする。

<別添資料「第4回新居浜市議会定例会議案概要」、「平成19年度9月補正予算案の概要」に沿って説明>

<企画部長>

報告第11号、第14号、認定第2号、議案第48号、第54号、第64号、第65号、第66号について説明する。

まず、報告第11号の平成18年度新居浜市継続費精算報告について。これは、一般会計において継続費を設定して事業を進めていた住居表示整備費及び新居浜市都市計画マスター プラン見直し業務について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をするものである。

次に、報告第14号の専決処分の報告について。本件は、平成17年10月31日付けで締結した新基幹業務システム構築に係る機器等の賃貸借契約に基づく情報システムについて、株式会社日立情報システムズの運用管理の瑕疵により、平成19年4月及び5月の老人保健高額医療費の算定に誤りが生じた。これにより対象者延べ198人に対し、高額医療費の支給において新居浜市の過払いが発生した事故について、和解することを決定し、専決処分したものである。和解の内容としては、株式会社日立情報システムズは新居浜市に対し、本件事故に係る損害賠償債務として、55万3,981円を支払うこと。本件事故については、以上の事項以外には、新居浜市と株式会社日立情報システムズとの間に一切の債権債務のないことを相互に確認し、今後いかなる事情が発生しても双方異議の申立てをしないものとしたものである。なお、過払いについては、7月3日までに回収が完了している。

次に、認定第2号の決算の認定について。これは、平成18年度新居浜市一般会計歳入歳出決算並びに平成18年度新居浜市貯木場事業特別会計歳入歳出決算ほか8特別会計決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。

次に、議案第48号の新居浜市土地開発公社定款の変更について。今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴い郵便貯金法が廃止されることから、土地開発公社の余裕金の運用に係る規定を整備するもので、定款第24条第2号中「郵便貯金又は銀行」を「銀行」に改めるものである。

次に、議案第54号の政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市長の資産等報告書の記載事項に係る規定を整備するものである。改正の内容については、まず、第2条第1項第4号については、郵便貯金法の廃止に伴い、郵便貯金の用語を削るものである。次に、同項第5号及び第6号については、証券取引法が金融商品取引法に法律名称が変更される等に伴い、条文整備を行うものある。なお、この条例は、平成19年10月1日施行することとしているが、証券取引法等の一部を改正する法律に係る改正については、平成19年9月30日から施行する。

次に、議案第64号から議案第66号までの9月補正予算の議案について説明する。まず、議案第64号の平成19年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）について。今回の補正予算は、角野船木線改良事業等の公共事業をはじめ、老人保健福祉施設建設事業、砂防等関連河川整備事業、市民の森整備事業、道路緊急舗装等事業等の単独事業のほか、自主防災組織推進費、障害者自立支援特別対策事業費、こども夢未来基金積立金等の施策費及び別子山地

区林業施設災害復旧費並びに経常経費について措置している。これらの結果、3億675万6千円を追加し、補正後の予算総額を歳入、歳出それぞれ413億8,574万2千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、3億7,401万1千円、0.9%の増となっている。これらを賄う財源としては、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入、市債の特定財源の他、市税、地方特例交付金、地方交付税、繰入金、繰越金、市債を一般財源として充当している。詳細について説明する。まず、公共事業費としては、国の交付金内示減に伴い事業費を減額するとともに、補償物件の変更を行う角野船木線改良事業等であり、2,825万円の減額となっている。次に単独事業費は、高齢者保健福祉計画に基づき整備する小規模多機能型居宅介護事業所7か所及び豊園荘のユニット型個室整備について、国の交付金内示を得たことにより建設補助金を追加する老人保健福祉施設建設事業、県が実施する砂防・治山事業の効果を高めるため、関連する水路工等を実施する砂防等関連河川整備事業、老朽化のため撤去していた遊具を新設する市民の森整備事業、容器包装リサイクル推進のため、その他プラスチック容器ライン等の施設整備に必要な実施設計委託料及び生活環境影響調査委託料を予算措置する容器資源化対策事業、早期完了による利便性の向上及び経済波及効果等を考慮して、1年前倒して平成19年度中の完成を目指す新居浜駅菊本線改良事業などである。単独事業は、これらの事業で3億2,481万9千円の追加となっている。次に、施策費としては、自主防災組織の充実を図るため、地域の防災リーダーを養成し、要援護者の避難支援プランの作成・訓練等を実施する自主防災組織推進費、障害者自立支援法施行に伴う激変緩和と新法への円滑な移行の促進のため、6月補正に引き続きまして、今回はオストメイト対応トイレ整備費等を追加する障害者自立支援特別対策事業費、様々な体験活動を子どもたちに提供することによって、社会全体で健全な子どもを育むための、放課後子ども教室推進事業を拡充する社会教育充実費などである。施策費では、これらの事業で、875万6千円の追加となっている。次に、台風4号及び台風5号による別子山地区林業施設災害復旧費として、林道保土野線及び大湯線の復旧工事費等552万7千円を計上している。今回の補正予算により、財政計画総額422億2,718万6千円に対し、一部未確定の事業費を除き98.0%を予算化したところである。

次に、議案第65号の平成19年度新居浜公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。今回の補正は、627万1千円の追加であり、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ59億6,507万6千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、1億409万3千円、1.8%の増となっている。内容は、下水処理場改築工事により発生した不要物品の売却処分に伴う償還金を追加するものある。

次に、議案第66号の平成19年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について。今回の補正は、4,800万9千円の追加であり、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ95億8,441万6千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、5億2,698万7千円、5.8%の増となっている。内容は、平成18年度事業の精算に伴い償還金及び基金積立金を追加するものである。

<建設部>

報告第12号及び第13号の報告案件2件と議案第57号、第61号及び第62号の条例議案3件について説明する。

まず、報告第12号の専決処分の報告について。本件は、平成19年5月7日午後8時頃市道西連寺篠場線・篠場町2番49号地先路上において、夜間歩行中、道路舗装欠損個所に足を取られ転倒し、負傷した方に係る損害賠償の額を全国市有物件災害共済会の査定に基づき、当事者と協議し、10万8,300円と決定し、平成19年8月6日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第2項の規定により報告するものである。

次に、報告第13号の専決処分の報告について。市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡し等請求の訴えの提起についてであり、今回1年6ヶ月以上の長期家賃滞納者27名に対し、市営住宅の使用許可取り消し条件付滞納家賃請求書により、平成19年6月30日までに滞納家賃を完納するよう最終催告を行い、請求に従い滞納家賃の分割納付を誓約し、履行している者20名、退去し納付誓約をした者3名、合わせて23名を除く、入居者4名及び連帯保証人5名に対し、市営住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴訟提起を平成19年8月10日に地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行ったものである。請求金額については、滞納家賃223万7,300円と督促手数料1万2,200円の合計金額224万9,500円となっている。

次に、議案第57号の新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について。都市計画法等の一部を改正する法律が昨年5月31日公布され、建築基準法等の一部改正に伴うもので、用途の指定のない区域での1万平方メートルを超える大規模集客施設の建築制限が新たに規定され、その例外規定として法第48条に第13項が加えられたことから新居浜市建築関係手数料条例別表第2の7の項に第13項ただし書きを追加するとともに、建築基準法及び租税特別措置法の改正に伴う引用条項のズレについて、所要の条文整備等を併せて行うものある。なお、この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行し、別表第2の7の項の改正規定については、平成19年11月30日から施行したいと考えている。

次に、議案第61号の東予広域都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う郵便法の一部改正に伴い、精算金の督促手数料に係る規定を整備するもので、郵便法第21条第2項に規定する定形郵便物の料金の額を超えない範囲内において別に定める額に改めるものである。なお、この条例は、平成19年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第62号の新居浜市道路占用条例の一部を改正する条例の制定について。本条例の改正については、新居浜駅前土地区画整理事業の施行地区内における幹線道路の無電柱化推進計画の一環として、電線類を道路の地下に収容するための電線共同溝を整備することとしているところである。今後、完成した個所については、供用を開始し、電線類を入線する必要があることから、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線類の占用に対

して、道路占用料の徴収が出来るよう条例の改正を行うものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<水道局>

決算の認定1件である。認定第1号の決算の認定については、平成18年度新居浜市水道事業会計決算並びに平成18年度工業用水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するため、監査委員の意見をつけて提案するものである。なお、平成18年度決算の概要については、第4回庁議で報告しているので省略する。

<総務部>

総務部からは、議案第49号、第50号、第52号、第53号、第55号及び第56号の6件について説明する。

まず、議案第49号の財産の取得について。本議案は、消防ポンプ自動車CD-I型 2台を取得するものであり、去る7月26日、6社による指名競争入札の結果、3,032万円で、株式会社岩本商会が落札し、消費税及び地方消費税額151万6,000円を含む、3,183万6,000円で取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、今回更新予定の消防ポンプ自動車2台は、いずれも泉川分団に配備する予定である。

次に、議案50号の工事請負契約について。本議案は、東雲雨水枝線築造工事(第2工区)の工事請負契約であり、去る8月6日、6社による一般競争入札の結果、8,620万円で、白石建設工業株式会社が落札し、消費税及び地方消費税431万円を含む、9,051万円で工事請負契約を締結するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。本工事の概要であるが、管推進工法により延長222mにわたる直径1,350ミリの雨水管の布設及び特殊人孔2か所の設置である。

次に、議案第52号の新居浜市情報公開条例の制定について。本市の情報公開条例は、平成8年4月に施行され、10年以上経過するとともに、国の行政機関情報公開法が平成13年4月に施行され、社会環境の変化や法律との整合を図ることから、制度の見直しが必要となってきた。このため、平成18年8月に、情報公開審査会に情報公開制度のあり方について諮問を行うなど、改正に取り組んできたが、今回、情報公開審査会の答申を基に、情報公開条例の全部改正を行おうとするものである。改正案であるが、本条例は5章32条から構成されている。現行条例からの主な改正内容を申し上げる。まず、第2条では、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義し、情報公開請求の対象を拡大している。第5条では、何人も公文書の公開請求ができることを規定しており、第9条では、非公開情報について、公益上、特に必要があるときには裁量的に公開できる規定を設け、第10条では、その存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合に、例えばDV情報等を想定しているが、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めている。第13条では、著しい大量

請求において、期限内にすべての公開決定等をすることが事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合には、分割して公開決定等ができることを規定している。第16条では、情報化の進展等に対応した公開を行うため、電磁的記録での公開を可能としている。第17条では、期間の経過により非公開とする理由がなくなったときの公開義務として、10年後又は20年後における公表の規定を設けている。次に、第28条では、市が出資等する法人その他の団体で規則で定めるもの及び指定管理者に、情報公開に努めるべき規定を設けている。また、今回の改正によって、平成8年4月1日より前に作成又は取得した公文書も制度の対象としている。なお、この条例は、平成20年1月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第53号の新居浜市個人情報保護条例の制定について。本市の個人情報保護条例は、平成13年10月に施行され、約6年が経過するとともに、国においては、個人情報保護関連5法が、平成17年4月から全面施行されており、制度の見直しが課題となっていた。このため、情報公開条例同様、個人情報保護審議会に個人情報保護制度のあり方についての諮問を行うなど、改正に取り組んできたが、今回、答申を基に、個人情報保護条例の全部改正を行おうとするものである。改正案であるが、本条例は、7章58条から構成されている。現行条例からの主な改正内容を申し上げる。まず、第2条では、保有個人情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義し、開示請求等の対象を拡大している。次に、第12条では、個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受ける業者として、指定管理者を含めることとした。次に、第17条では、不開示情報について、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、裁量的に開示できる規定を設け、第18条では、その存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合には、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる規定を設けている。第21条では、著しい大量請求において、期限内にすべての開示決定等をすることが事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合には、分割して開示決定等ができる規定を設けている。第24条では、電磁的記録での開示を可能としている。次に、第32条では、訂正請求においての事案の移送について定め、第33条では、保有個人情報を訂正したときは、必要に応じて提供先に通知することを規定している。次に、第34条の利用停止請求権では、収集の制限等に違反若しくは利用の制限に違反しているときには、保有個人情報の利用停止又は消去の請求、提供の制限に違反しているときには、提供停止の請求ができるとしている。次に、第54条から第58条においては、法律に準じた罰則規定を新たに設けたものである。本条例は、罰則規定を除き平成20年1月1日から施行し、罰則規定については、周知期間を取るため平成20年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第55号の新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。今回の条例改正は、国家公務員の退職手当について、雇用保険法等の一部を改正する法律が本年4月23日に公布され、国家公務員退職手当法の一部が改正されることに準じて、本市職員の退職手当制度についても、一部改正しようとするものである。職員が早期退職す

る場合、支給される退職手当が、雇用保険法を適用した場合に支給される基本手当の支給額に満たないときは、その差額を退職手当として支給することとなっているが、第1条及び第2条の改正については、対象となる退職者の受給資格要件を、勤続期間が、現行の6ヶ月以上から、原則として12ヶ月以上、特定退職者については、6ヶ月以上に改正しようとするものである。次に第3条については、船員保険の失業部門が雇用保険制度に統合されることに伴い、適用法令について条文整備を行なうものである。この条例は、平成19年10月1日から施行したいと考えているが、第3条及び附則第4項の規定については、船員保険の失業部門を雇用保険制度に統合する雇用保険法の一部を改正する法律の施行の日に合わせ、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第56号の新居浜市吏員退隠料等の年額の改定に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。今回の条例改正是、恩給法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、国の措置に準じて、遺族扶助料の加算額の改定方法等を改正しようとするものである。改正の内容であるが、まず、第1条については、新居浜市吏員退隠料等の年額の改定に関する条例の一部改正是あり、第2条の2において規定されている、遺族扶助料を受ける60歳以上の妻に対する加算年額について、現行の15万2,800円を、今後、厚生年金の寡婦加算額が、恩給の寡婦加算の額を上回る場合には、その差額を加算した額に改正しようとするものである。次に、第2条については、新居浜市吏員退隠料等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例の一部改正是ある。まず、附則第3項の改正是については、退隠料年額等の最低保障額の適用年月日を「平成19年10月分」に改正しようとするものである。次に、附則別表第2の改正是については、退隠料又は扶助料の最低保障額の改正是あり、最低保障額については、今後、現行の最低保障額に、恩給法に定められる調整改定率を乗じて得た額を最低保障額としようとするものである。また、この条例の附則第2項において、退隠料等の年額改正是を規定しており、退隠料及び遺族扶助料を計算する上で必要な給料年額については、今後、現行の仮定給料年額に、恩給法に定められる調整改定率を乗じて得た額としようとするものである。なお、今回の改正是、調整改定率は1であることから、年額の改正是ない。なお、この条例は、平成19年10月1日から施行したいと考えている。

<消防本部>

議案第51号の新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正是、建築基準法施行令の一部改正是に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。

<福祉部>

福祉部からは、議案第58号、第59号について説明する。

まず、議案第58号の新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正是、新居浜市立保育所設置及び管理条例のうち、保育園の名称及び位置を示す別表の中から新居浜市立南沢津保育園の項を削除するものである。公立保育所の民営化については、新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針に基づき実施しており、南沢津保育園については平成21年4月1日から民間移管する予定であり、今年度は移管先団体の

公募・決定等の諸手続きを進める予定である。この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第59号の新居浜市母子家庭医療費助成条例及び新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、厚生労働省告示において、これまでの健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法が廃止され、新たに診療報酬の算定方法が定められたことによる条文整備のほか、医療費の助成方法に係る規定等の整備を行うため、母子家庭医療費助成及び重度心身障害者医療費助成の2つの条例を合わせて改正するものです。まず、第1条の新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部改正についてである。第4条第1項については、「療養機関」を「保険医療機関等」に改めるとともに一部負担金の用語を定義したものである。同条第2項については、引用していた平成6年の厚生省告示が廃止され、新たに厚生労働省告示「診療報酬の算定方法」が定められたことから、条文の整備を行うものである。第6条助成の方法については、これまでの家庭主等の申請に基づき助成する方法から原則一部負担金を直接保険医療機関等へ支払う方法に変更しようとするものである。次に、第2条の新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてである。第1条及び第4条第1項については、「療養機関」を「保険医療機関等」に改め、第4条2項については、母子家庭医療費助成条例と同様に、これまで引用していた厚生労働省告示の改廃に伴う条文整備である。この条例は、交付の日から施行したいと考えている。

#### ＜環境部＞

議案第60号、第63号について説明する。

まず、議案第60号の新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、条例第8条及び第10条の規定に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料を改定しようとするものである。現在、事業活動に伴って排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の施設への搬入量は高水準で推移しており、また処理に要する費用も増加している。しかし事業者から徴収する処理手数料は、平成15年以降据え置いており、処理原価に対する手数料の割合が低く、また、県下の他市と比較しても安価となっている。適正なごみ処理手数料を徴収することによって、ごみに対する事業者の責任を明確にしてごみの減量化を図り、また近隣他市との手数料の不均衡を是正するため、事業系の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料を改正しようとするものである。また、現行の条例においては、手数料の額について消費税に係る表記が混在しているため、処理手数料の改正に合わせ表記を統一し、条例の整備をしようとするものである。改正内容としては、事業活動に伴って排出される事業所や商店の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料について、1車につき「100kgまでごとに400円」とし、算定した額に100分の105を乗じて得た額」を「100kgまでごとに800円」に改正しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。ただし、処理手数料の改定については、半年の周知期間を経て、平成20年4月1日より適用したいと考えている。

次に、議案第63号の新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について。この改

正は、第30条第2項第2号中「市の一般会計」を「一般会計」に改めるとともに、郵政民営化法等の施行に伴い、同項第3号中「企業的性格を有しない事業及び郵政事業」を「企業的性格を有しない事業」の改めるものである。なお、本条例は、平成19年10月1日から施行したいと考えている。

市長 以上、議案等の説明をしていただいたが、何か質疑等あるか。

企画部 会派説明の状況はどうであったか。

企画部 今回の会派説明は、平成19年度9月補正予算、そして、先ほど説明があつたが、新居浜市個人情報保護条例及び新居浜市情報公開条例の改正、福祉部からの新居浜市立南沢津保育園の民間移管、また、環境部からの新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について、この4件について開催させていただいた。条例等については特に問題はなかつたが、補正予算については、オストメイト対応トイレの設置場所について、自民クラブから少し注文が出た。このことについては、対象者の方の意見も聞きながら再検討したいというふうに回答している。

市長 企画部長が出張で不在であった、みどりの風はどうであったか。

事務局 説明案件ではないが、報告第14号の、企画部から出している情報政策課の専決処分の報告、和解について、「松山市でも同じような和解をしているが、松山市の方が件数は少ないので、金額が高い。新居浜市は、金額が安い。なぜだろうか。」と質問があり、「これについては、後日教えてください。」とのことであった。おそらく質問が出ようかと思うので、対応方よろしくお願ひしたい。

市長 松山市は、業者を指名停止していた。

総務部長 個人情報保護条例と情報公開条例は先進的なものにしようということは理解しているが、国の法律制定により準拠したものと、市独自でしようというものはどこなのか。分けられるか。

総務部長 ほとんど法律に準拠したものである。情報公開条例の、「期間経過による情報の公表」は、市独自である。

市長 そこだけか。

総務部長 市独自というのは、そこだけである。

市長 実務として、駅前土地区画整理事業のマンション移転補償問題への対応と要援護者のプラン作成時の個人情報の扱いをどうするか問題となっている。これらについては、今までと同じような対応となるのか。

総務部長 本市の場合、要援護者の場合は、事前に本人の同意を得ながら作成しているため、実務的には支障はきたすことはないと考えている。また、情報公開条例で、裁量的公開ということで、「公開する方が公益性が高い場合は、裁量的に公開することができる。」としている。

市長 それは、前からあったのではないか。

- 総務部長 前は、公益上の理由による裁量的公開という文言がなかった。しかしながら、その裁量については責任を持たなければならない。今まででも、それはできた。
- 市長 マンション移転補償問題では、捜査協力ということで公開した。
- 総務部長 以前から、公開しない公益と公開する公益のどちらが高いかということで判断してきたが、少なくとも審議会の意見等を聞かなければならなかつた。今回、情報公開条例の改正で、市が独自で裁量的に開示することができるということになる。
- 市長 要援護者の場合も、手続きとしては、今している手続きで行うのが丁寧なやり方であるが、それでも拒む人がいる。それを災害時にどのようにするか判断しなければならない。
- では、以上の報告のとおり提案するので、予想される質問等については、対応できるように準備していただきたい。

次の議題に移る。

## (2) 議会答弁課題の進捗状況報告について（関係部局）

- 市長 今までの議会の答弁課題で、特に進捗した項目、特に遅れている項目、そして今回報告が必要と考える項目について、時間もあまりないので、項目を絞って簡潔に説明をお願いしたい。企画部から順番にお願いする。

<企画部から順番に、別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明>

<企画部長>

平成19年6月議会で質問された項目について、説明する。これまでにも、企画部としては、主に駅周辺の賑わいと別子山地域の新市建設計画の進捗状況等についての質問がなされており、6月議会においても、大石議員さん以下、新市建設計画と駅周辺整備計画等についての質問があった。

新市建設計画については序議で説明しているとおり、計画の変更を本年の12月議会で上程する予定である。現在のところは、別子山地域審議会から答申を受け、9月には、事業費などを精査しながら県との協議に入る予定としており、12月議会に向けて順調に作業を進めているところである。

二つ目の駅周辺整備計画、これには芸術文化施設の建設も含めるが、平成18、19年度の2か年で事業者と委託契約を結んでいるが、平成18年度の経過報告書ができ、その概要版をホームページに掲載し、この19年度で成果を求めるとしている。また、9月8日には、駅を中心とした新居浜市の活性化について、フォーラムを開催する予定であり、今のところ予定どおり進んでいる。

<総務部長>

総務部からは、進捗状況に大きな変化があったもの、または再検討が必要となったもの、5件について報告する。

まず、項目8の個人情報の保護と情報公開については、先ほど、提出予定議案の中で説明したとおり、条例の見直しを行い、全部改正という形で議案提出する予定としているので、

完了としたいと考えている。

次に、項目11の自治会との協働による自主防災組織の充実については、本年7月の惣開校区の自主防災組織結成により、校区としては結成率100%を達成した。また、平成18年度に収集した自主防災組織の先進事例集をパンフレットにまとめ、8月に全自治会へ配布をした。今後においても、内容の充実を図っていく必要はあるが、当初の目標は達成したということで、答弁課題からは、完了ということで削除させていただいた。

次に、項目13の庁舎内へのオストメイト対応トイレの設置について。先ほど、会派説明の報告の中でも出てきたが、庁舎内に設置するということであれば、7階の車椅子用トイレしか設置可能場所は無いとの結論を得て、福祉部から9月補正予算に計上していただいているが、「庁舎内にこだわる必要はないのではないか」、また、「7階の車椅子用トイレは設置場所としては不適当ではないか」との意見があることから、今後、設置場所については、福祉部とも協議し、再検討が必要であると考えている。

次に、項目18の総合防災訓練について。冒頭、市長からお礼を申し上げたが、昨日、おかげを持って、無事、総合防災訓練を実施することができた。お礼を申し上げる。今年度、訓練のあり方、訓練方法を検討した結果、地元の自主防災組織、自治会を中心に、4会場で同時に実施した。来年度以降も、この方式で実施したいと考えている。従って、答弁課題からは、完了ということで削除させていただいた。

最後に、項目21の長期貸し出し車両の管理であるが、6月1日から、走行距離の少ない車両について、走行距離の多い課所に貸出先の変更を行い、走行距離の平準化を図っている。また、特に指摘のあった計量業務用の車両については、計量業務事務の期間を除いて、市外出張用の車両とし、8月1日から市外出張に貸し出している。来年度以降も同様の措置を取りたいと考えているので、答弁課題からは、完了ということで削除したいと考えている。

<福祉部長>

福祉部からは3項目説明する。

まず、項目6番の子供の育ちへの支援について。答弁内容は、「愛媛県食育推進計画を受け、本市推進計画の策定に向けて検討する。」ということであるが、現在、庁内において食育プロジェクトチームを組織し、今日まで5回開催し、10月末頃には一定のまとめを行いたいと考えている。今後の方針であるが、策定についてはプロジェクトチームの検討結果をもとに、新居浜市健康都市づくり推進委員会で検討、協議したいと考えている。

次に、項目17番の1、17番の2の慈光園・東新学園の建替えについてであるが、8月21日に第7回福祉のまちづくり審議会を開催した。主な審議の内容は三点で、まず第一点は「立地場所は、広瀬グランドにこだわらず、入居者の利便性などを考慮して立地場所を選定すること。」、二点目は「慈光園と東新学園は分離独立の建設方式が望ましい。」、そして三点目が「施設運営は、指定管理者制度など民間活力の導入が望ましい。」ということであった。この方向で中間答申案をまとめ、10月3日の第8回審議会にて審議することになっている。福祉部としては、中間答申を受けて直ちに市の方針を決定したいと考えている。

次に、項目20番の保育所保育料の滞納整理、徴収率の向上について。このことについて

は、徴収率向上対策委員会の中で対応を検討していきたいと考えている。公立保育所については、園長会等において納入指導を徹底するよう要請しているところである。また、私立保育所については、直接面談による納入請求、指導を実施するべく準備をしている。この保育料の滞納については、先般、新聞にて、全国で90億円というようなことが報道されているので、この9月議会においても質問等が出るのではないかと考えているが、今現在のところは抜本的な対策を講じているという状況ではない。今後、検討していきたい。

#### <環境部長>

進捗状況に大きな変化がないが、2点ほど説明する。まず、国領川の堆積土砂については、従来どおり、11号バイパスでの利用について協議しているが、なお、県道の郷桧の端線の盛土等に使えないかということも関係者と協議をしている。高橋一郎議員さんのおっしゃる海岸を持って行って埋めるということについては進展していない。

次に、地球温暖化とかディスプレイについての質問があった件については、今、垣生小学校が「にいはまスクールエコ運動実施校」に認定されているので、そこで検討していただくことのお願いをしている。また、7月末に環境市民会議を設置したので、このような中でも何か工夫ができないか協議をしたいと考えている。家庭ごみの有料化については、現在、事務を進めている段階である。

#### <経済部長>

項目12番の農林水産業の振興について報告する。平成19年3月議会で、伊藤初美議員さんから、農林水産業の振興についての中で、「農林水産業者と市民、行政の参加で、協働することによって、農林水産業の振興の問題解決の糸口が見つかるのではないか。」との質問をいただき、「本市の特性を活かした農林水産業の経営の在り方を、生産者、行政、関係団体、消費者が意見交換をしながら協議する場所を持ちたい。」と答弁した。その対応として、仮称、農業政策推進会議を設置することとし、現在、市政だより9月号で市民公募の委員の募集を行うこととしている。なお、募集期間は9月1日から23日である。公募委員の決定したい、会を立ち上げて、具体的な検討をしていきたいと考えている。推進単位は、西条地方局、農業委員会、新居浜市農協、食生活改善推進協議会、消費者友の会、学校給食センターなど、市民公募を含めて12の関係機関、団体により構成することとしている。今後、耕作放棄地対策、地産地消の推進、食育の推進など、農業振興に関する意見交換を行い、平成20年度当初を目処に、意見の取りまとめを行い、市に意見書を提出することにしていく。

#### <建設部長>

建設部から、二つの項目について状況を報告したい。

まず、項目15番の用途地域の変更について。今後の見通しとして、平成19年度からの都市計画変更に向けて、県との協議を進めるということにしているが、18年度に策定した都市計画マスタープランの土地利用方針に基づいて、用途地域の見直しについては、今現在、県との協議中である。先月7月に、用途地域決定の協議を行い、変更の方向性としては、概ね市の方の考え方で内諾を得た。今後については、都市計画決定の変更手続きにかかるが、

庁内協議、それから中四国の農政局との協議がある。これについては、庁内でも関係各課の協力が必要となるので、その節は何卒よろしくお願ひしたい。これは、農政関係で経済部、税関係で総務部になろうかと思う。

次に、項目番号20番、25番の国領川河川敷公園の整備については、国領川緑地の再生整備計画ということで、県の担当者の現地視察などもあり、現在、協議を進めているが、方向性としてはまだ見えていないところがある。西条地方局建設部との事業執行促進会議という会があり、これは建設部長を始め担当係長までの会であるが、先日、この場でもこの件についてはお願ひした。西条地方局、県としては、大変前向きな形で、感触は非常に良いと思っているので、年内に一定の方向性を出すためにも、地方局と協議を図っていきたいと考えている。

＜港務局長＞

マリンパーク新居浜内の施設の新たな愛称募集ということで、4月1日から5月10日まで公募し、審査した結果、「やしの木ビーチ」に決定した。この愛称は、市政だより7月号及びホームページで公表したので、この項目は完了ということとしたい。

市長 他の部局は、報告項目はないということであるが、よろしいか。

建設部 16番の中央公園の改修については、本年度に実施するとのことだが、まだしていないのだろう。今から行うのか。

建設部長 10月発注予定である。

市長 トイレは、どうするのか。

建設部長 基本的に、やりかえることにしている。当初は外観を残して中身だけということを考えていたが、中が狭く、また建物も古いため、全て建て替えることとした。

市長 今から行うのであるのなら、オストメイト対応トイレは設置できないのか。

建設部長 今のところは、小便器と大便器ということで、まだ設計はできあがっていないが、噴水と合わせて調整をしているところである。今言われているオストメイト対応のトイレについては、確認をしてみる。

市長 この周辺で、オストメイト対応トイレを設置できるトイレがなく、困っている。トイレを建て替えるというのなら、設置できないものかと思ったのだが。

建設部長 現行予算内で対応できるか、確認する。

市長 新築のトイレの場合でも、オストメイト対応トイレ設備を設置すれば、県からの補助対象となるのか。50万円の補助金がもらえるのか。これは、改修の場合だけであったか。

福祉部長 県の事業は、身体障害者用トイレに設置するという前提があったと思う。中央公園のトイレに身体障害者用トイレがないのなら、対象外になるのではないか。

市長 建設部、福祉部、もう一度確認してほしい。

他に質問等あるか。

ないようなら、議題については以上で終わり、連絡事項に移る。

### 3 連絡事項

市長 経済部から連絡事項があるということなので、お願ひする。

<経済部長>

まず、えひめの祭り観光ブランド化モデル事業についてである。副市長が西条地方局長の時に、県、新居浜市、西条市の3者で、新居浜と西条の祭りの全国観光ブランド化を行おうということで動き始め、この度本格的に始動、お手元にお配りしているリーフレット類を作成した。「西条・新居浜 祭り三昧」と題しており、また、右上隅に「四国えひめ 祭 西条・新居浜」というロゴが入っているが、このプロジェクトのために新たに作ったロゴである。これにより、これから約3年間、西条と新居浜の祭りの全国観光ブランド化を推進していくこととしている。本市では、これまで、まず産業観光を第一の観光素材としていたが、本年の市制施行70周年記念事業である太鼓祭り統一イベントも加えて、東予産業観光と祭りのベクトルを構成して、強力に進めて行きたいと考えている。

次に、お配りしているJRグループのジパング俱楽部会員誌のコピー資料についてである。ジパング俱楽部は旧国鉄が始め、現在全国に170万人の会員があり、男性65歳、女性60歳以上の人を対象とした、シルバーの方に旅行プランを紹介しているものである。このジパング俱楽部会員誌に、新居浜祭りの旅行商品を作成して掲載していただいた。これには、広域連帯の観点から西条祭りの掲載と旅行商品造成も誘導した。また、表紙にも太鼓台の写真が大きく載っているが、おすすめの旅行商品として、西条祭りと一緒に、「秋本番！桟敷席で楽しむ新居浜太鼓祭りプラン」、「別子銅山のふるさと散策プラン」、そして「村上水軍発祥の地 自然いっぱい大島ウォーク」という新居浜に関する三つの旅行商品を載せていただいた。特筆すべきことは大島の観光である。今まで一年間いろいろと取り組んできた大島が、新居浜観光にあって初めて旅行商品となった。昼食はマリンパーク新居浜で、旅行商品にマリンパーク新居浜が入ったのも初めてのことと思う。また、大島の渡海船の観光需要の掘り起こしも実現させて行こうと考えている。なお、これら旅行商品化やジパング俱楽部会員誌への掲載等には、JR四国のご厚意と担当の運輸観光課の奮闘で、一切費用はかかっていないことを申し添えておきたい。

最後に、恒例の新居浜農業祭りについて報告したい。今まで山根公園で行っていたが、今年からはイオン新居浜ショッピングセンターの広場で開催することになった。これは、農林水産課の調整と仲介によって、JA、イオン、ジャスコが合意したもので、今年は11月25日（日）に開催する予定である。これに併せて、新居浜市物産協会が設立10周年の記念イベントを11月23日（金）から25日（日）の3日間実施することになっており、勤労感謝の日から3日間、イオンは大変賑わうことと思う。また、イオンは、マイントピア別子からアサヒビール四国工場へ行く観光動線の丁度真ん中にもなるため、マイントピアとアサヒビールにもこのことをお知らせし、東予産業観光動線を更に活性化したいと考えている。

市長 他に連絡事項はないか。ないようなら、私から。

## <市長>

まちづくり校区集会も全校区終了したが、今年は市政課題のテーマの一つとして、「ごみの減量化」を挙げた。この中で、ごみ減量化以前の問題として、ごみステーションの管理とか、自治会に入っている人と入っていない人の軋轢など現実の問題が多々出てきた。考えてみると、ごみステーションは市内で約4,000箇所あるが、その実態、つまり、道路上にあるのか民地にあるのか、何らかの箱が設置されているのかないのか、或いは独自にネットを張っているのかどうかなどの実態が数字的にはほとんど掴めていない。家庭ごみの有料化を検討する中では、ごみステーションの対策なども考えていかなければならないが、その基礎となる実態が把握できていない。

そこで、管理職の皆さんを中心にご協力を願って、ごみステーションの実態調査を実施してはどうかと考えている。以前に市道の危険箇所の調査をしてもらったが、それが本年度から実施することになった道路緊急舗装等事業につながった。担当課だけでは困難であり、また委託となると多額の費用がかかるため、皆さんのが手分けをして、自分の居住地の周辺を調べていただけたらというふうに考えている。このことは誰にも話していないことだが、一つの提案として環境部で考えてもらいたい。

ごみステーションへの対策を取るうえで、どのようなことを調べたら良いのか、どのようなことを把握しておいたら良いのか、調査する内容を担当課で考えてもらいたい。少なくとも、ごみステーションの場所は把握しているのであろう。

環境部長 住宅地図の上には全て落としているが、一覧表にはなっていない。また、ステーションを少し移動したとか、籠を設置したとかは、なかなか追いきれていない。データは一部あるが、古い。調査項目を含め検討する。

市長 皆でしなければできないことなので、ご協力を願う。人の問題もあり総務部にも関係するかもしれないが、環境部で案を作ってもらいたい。

市道の危険箇所の調査の時は、どれくらいかかったのか。3か月くらいかかったのか。

建設部長 皆さんに調査をお願いしてから報告までの間に、土日が2回ぐらいあったようと思う。

市長 では、ごみステーションについては、以上とおりお願いする。

ところで、経済部長。太鼓祭り統一イベントは、順調にいっているのか。

経済部長 担当課が少ない人員の中で一生懸命に取り組んでおり、なんとか順調に進んでいる。なお、イベント当日の人員配置計画を作成しており、皆さんのご協力をお願いしたい。

それと、都はるみの「ちょおうさじや」の復刻版CDの無料配布の件であるが、大変な反響である。1,000枚を配布することにしているが、応募はがきが既に2,000枚を越えており、最終的には競争率が3倍近くにまでなるのではないかと考えている。

建設部長 一つだけお願いしたいことがあるが。

市長 どうぞ。

<建設部長>

祭りの話が出たので、皆さんお願ひしたいことがある。山根グラウンドの石積みの観覧席についてであるが、もう既に場所取りがなされており、杭を打ちロープが張られていた。そこには、「8月30日までに撤去するよう、また撤去なき場合は市で撤去する。」旨の紙を貼ってきた。観覧席は産業遺産でもあり、杭により傷む。また、夜など危険であるため、もしそのような行為を見たりしたら注意をお願いしたい。特に、この頃は悪質になっている。

市長 何か看板は設置しているのか。

建設部長 経済部と協議して、本日にでも看板を立てるようしている。

市長 撤去すると書いているのか。

建設部長 看板には撤去するとは書いていないが、場所取りはご遠慮くださいというような文章は書いている。

副市長 それは当日まで一切認めないというものか。それとも、何日からは認めるというものなのか。

建設部長 場所取りは過去ずっと行われてきたが、今までシートを敷いて飛ばないようにする程度であった。杭を打つようなことは、あまりなかった。今回は早くも杭を打って場所取りをしており、杭を打つような危険なことはしないようにと書いている。しかしながら、シートを敷くことまで制限することは、困難であるかと考えている。

副市長 では、シートを敷き、石を置いて場所取りをすることは、かまわないということか。

建設部長 その石も、石積みの石を取って置く方がいる。シートを敷くことまで止めさせることはなかなか難しいが、看板には石積みの石は使用しないようにとは書いてある。何かいい知恵があれば、出してもらいたい。

市長 他に連絡事項はあるか。

<市民部長>

市民部から1点。先般のまちづくり校区集会では暑い中、長期間にわたり関係部局の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

これに関係することだが、先週の金曜日、校区連合自治会長会があり、その上で「校区まちづくり推進員には、校区集会で出た意見や要望、或いは11月に予定している校区環境整備会議などに関して、地域職員として今後とも関わってほしい。」との強い要望が出された。

このことについては、いろいろ考えなければならないし、改めてお願ひすることにもなると思うので、ご協力よろしくお願ひしたい。

市長 わかりました。他に、連絡事項等ないか。

ないようなら、これで第6回庁議を終わる。